平成２７年（フ）第１２９号
京都府八幡市男山笹谷８番地ーＤ５ー201
債務者　齋　　正夫
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１３６号
京都府宇治市神明宮北９番地の48、前住所京都府宇治市五ケ庄北ノ庄１番地の４
債務者　風岡　　妙
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２８号
兵庫県尼崎市長洲中通３丁目１番17号
債務者　櫻井　泰生
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２３号
奈良県大和郡山市九条町732番地２
債務者　居酒屋多古こと　吉田　茂代
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第５号
広島県尾道市栗原西１丁目９番15号
債務者　杉原　秀子
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第１６号
徳島県阿波市市場町香美字原田241番地１
箸供養団地Ｂ棟４号、旧住所和歌山県橋本市向副254番地
債務者　坂東　未来（旧姓高嶋）
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３５６号
愛媛県松山市岩崎町２丁目７番19号
債務者　松岡　哲生
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２号
愛媛県松山市河野中須賀336番地　中須賀団地第942号
債務者　南條　年秀
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８号
愛媛県東温市志津川1852番地１
債務者　渡部　真一
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０号
愛媛県松山市三番町８丁目10番地３　仲田ビル402号
債務者　山田　令子
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３４号
愛媛県松山市北条辻357番地　たかなわ荘
債務者　中川　　守
1　決定年月日時　平成27年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３７号
愛媛県東温市志津川265番地３　ことぶきホーム101号
債務者　遠藤由紀子
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４９号
大分県別府市大字鶴見4514番地の32　さくらの樹301号、申立時の住所大分市勢家町１丁目４番31号　ヴィラ春日204
債務者　大森　恵満（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３１号
宮崎市大塚町八所3613番地１　セジュールシャルマンＢ棟105号
債務者　夏木　陽子
1　決定年月日時　平成27年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２号
茨城県取手市谷中37番地２　サニーヒルやまぐちＢー１
債務者　松嶋　　敏
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１１号
茨城県牛久市神谷２丁目48番地８　リベルテ翠川Ｅ203、前住所茨城県牛久市神谷２丁目34番地23
債務者　米川　静江
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係